

熊本銀行「WEB 投資信託口座開設サービス」利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社熊本銀行（以下「当行」といいます。）が提供するサービス「熊本銀行 WEB 投資信託口座開設サービス」（以下「本サービス」といいます。）のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第1条【本サービスについて】

1. 本サービスは、画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、投資信託口座の開設、NISA 口座開設、投資信託自動追加購入のお申込み、熊本銀行マイレージサービス「マイバンクプラス」のお申込みが可能です。なお、投資信託自動追加購入のお申込みは、投資信託口座の開設または、NISA 口座開設時に限ります。
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限りします。
3. 本サービスを利用できるスマートフォン、PC は、当行所定のご利用環境に限りします。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。
4. 本サービスのご利用手数料は無料ですが、本サービスの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

第2条【本サービスの権利帰属、利用範囲等】

1. 本サービスの著作権その他の各知的財産権（以下「著作権等」といいます。）は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、本サービスを利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。
3. 当行は、お客さまによる本サービスのプログラムおよび本サービスに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第3条【免責事項】

1. 本サービスのご利用に関して、作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォン、PC に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき

- ② 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合

第4条【本サービス等の内容変更等】

1. 当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第5条【注意事項】

- 1. 本サービスを利用されるスマートフォン、PC は、紛失・盗難等に遭わないようにお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
- 2. 本サービスを利用したスマートフォン、PC がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。

第6条【その他】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、熊本地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2023年10月2日現在)

熊本銀行「WEB 投資信託口座開設サービス」からの投資信託口座の開設及び開設した投資信託口座に関する特約事項

第1条【特約の適用範囲等】

- 1. この特約は、お客さまが（以下、「申込者」といいます。）「熊本銀行 WEB 投資信託口座開設サービス」（以下「サービス」といいます。）から開設した株式会社熊本銀行（以下「当行」といいます。）の投資信託の口座を開設すること及び開設した投資信託口座に適用される事項を定めるものです。
- 2. この特約は、「投資信託総合取引約款」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」等その他の投資信託にかかる規定等（以下「各種投資信託規定」といいます）の一部を構成するとともに各種投資信託規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種投資信託規定が適用されるものとします。
- 3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種投資信託規定に従

います。

第2条【お申込みの条件】

1. 個人番号カードまたは運転免許証および個人番号に関する通知カードをお持ちで日本国内に居住する18歳以上75歳未満の個人の申込者がこのサービスから投資信託の口座開設をお申込みいただけます。ただし、次の各項に該当する方はこのサービスからはお申込みいただけません。

- ② 運転免許証記載の住所・氏名の変更手続きをされていない方
 - ③ 運転免許証の有効期限が切れている方
 - ④ 運転免許証の氏名にアルファベットが含まれる方
 - ⑤ 個人番号に関する個人番号カードまたは通知カードに記載の住所・氏名の変更手続きをされていない方
 - ⑥ 個人番号カードの有効期限が切れている方
 - ⑦ 個人番号カードまたは通知カードの氏名にアルファベットが含まれる方
 - ⑧ 事業でお使いになる目的の方（屋号が付く名義）
 - ⑨ 成年後見人制度をご利用の方
 - ⑩ 日本国外に居住の方
 - ⑪ 税務上の居住地が日本のみでない方
 - ⑫ 米国人等に該当する方
 - ⑬ 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
2. 熊本銀行マイレージサービス「マイバンクプラス」が同時お申込みとなり、付帯されます。

第3条【口座の利用開始】

1. 本サービスからお申込みされた当行の投資信託口座（以下「本口座」といいます。）は、取引時確認が必要な申込者に限り、口座開設手続き前に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または発送した送付書類が到達したことを確認し、当行で本口座の開設手続きが完了してから利用できます。
2. 投資信託口座の開設手続きが完了しますと、申込者の届出住所へ葉書郵便にて「口座開設のご案内」を送付いたします。

第4条【印章の届け出】

本口座の印章は、指定預金口座の届出の印章と同一といたします。

第5条【口座開設の取り消し・解約等】

1. 次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。
 - ① 申込者が存在しないことが明らかになった場合、また本口座が申込者の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 - ② この本口座の申込者が投資信託受益権振替決済口座管理規定第17条第1項②以降に該当した場

合

③ この本口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

2. 前項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

① 本口座の申込者が本口座の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本口座の申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不等に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本口座の申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

3. この本口座が、相当の期間、本口座の申込者による利用がない場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

4. 前 3 項のほか、次の各号のいずれか一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行は申込者に事前に通知することなく本口座の投資信託取引を停止し、または本口座を解約することができるものとします。

① 本規定その他当行が定める各取引にかかる規定に違反した場合

② 当行に支払うべき諸手数料等の支払いがなかった場合

③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、申込者の責に帰すべき事由により、当行において申込者の所在が不明となった場合

④ 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合

⑤ 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

5. 前 4 項に基づき行った本口座の投資信託取引の停止、本口座の解約によって申込者に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

第 6 条【通知等】

1. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送、電子メールを送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
2. 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または発送した送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は以後の通知または発送を中止します。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第 7 条【本特約の内容変更等】

当行は、この特約の内容を変更、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2023 年 10 月 2 日現在)

マイバンクプラス利用規約

利用規約

「マイバンクプラス」(以下「本サービス」といいます)は、株式会社熊本銀行(以下「当行」といいます)が定めるこの利用規約(これに関連する規約・通知等を含み、以下「本規約」といいます)に従い提供されます。お客さまは本サービスを、本規約に同意した上で利用するものとします。お客さまが本サービスの利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなされます。

第1条 用語の定義

「会員」とは、本規約に同意した上で、本サービスの利用を開始した者をいいます。「会員WEB」とは、当行が運営する、本サービスを提供するWEBサイトをいいます。「WEB会員」とは、本サービスの会員のうち、会員WEBを利用可能な会員をいいます。「ステージ判定ポイント」とは、ステージ(以下に定義します)を判定するために使用するポイント(当行との取引内容に基づき換算します)をいいます。「ステージ」とは、ステージ判定ポイントの合計により決まる会員の状態をいいます。

第2条 サービス内容

本サービスのサービス内容は以下のとおりとします。なお、本サービスの提供にあたっては、原則として、当行へお届けの住所・氏名・生年月日等が一致しているお客さまを同一人物として取扱い、ステージ判定ポイント集計等を行います。

1. 当行との取引内容により決まるステージに応じた様々な特典
2. 当行との取引内容に応じて提供するポイント(以下「マイコイン」といいます)を様々な地域特産品・商品券への交換(以下「FFGギフトセレクション」といいます)等に利用すること

第3条 対象者

本サービスの会員は、普通預金口座を開設している個人の方に限ります。ただし、個人事業主・非居住者・任意団体の方は対象外とさせていただきます。

第4条 会員登録

当行所定の方法により申込を受付し、所定の手続きを行い、当行がこれを承諾した日(以下「契約日」といいます)から本サービスの提供を開始します。

第5条 IDおよびパスワードの管理

1. WEB会員は会員登録情報、ユーザーID(メールアドレス)及びパスワードを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。
2. WEB会員登録情報、ユーザーID及びパスワードによりなされた本サービスの利用は、当該情報と一致するWEB会員によりなされたものとみなします。
3. WEB会員登録情報、ユーザーID及びパスワードが他の第三者に使用されたことによりWEB会員が被る損害については、当該WEB会員の故意過失の有無にかかわらず、当行は一切責任を負いません。

第6条 ステージと特典

1. 会員の当行全店での取引を集計して、毎月末にステージ判定ポイントを算出します。
2. 同一取引項目内に複数の取引がある場合でもステージ判定ポイントは二重にカウントしません。
3. ステージ判定ポイントを合計してステージを決定し、翌月15日から翌々月14日までステージに応じた特典を受けることができます。
4. ステージ判定ポイントの対象となる取引項目やポイント数、ステージの判定基準・特典などの詳細はホームページ等でお知らせします。なお、この取引項目等は、事前の通知無く変更することがあります。
5. ステージは取引状況に応じて毎月末に見直します。

第7条 マイコインの提供

1. 当行との取引内容等に応じて提供されるマイコインは、iBankマーケティング株式会社(以下「iBankマーケティング」といいます)が提供するポイントサービスです。
2. マイコインの内容および利用条件は、iBankマーケティングが別途定める「マイコイン規約」に定めるとおりとします。
3. 本サービスによるマイコイン取得条件等は、当行ホームページ等で告知します。なお、この提供基準等は、事前の通知無く変更することがあります。

第8条 FFGギフトセレクションに関する注意事項

1. FFGギフトセレクションのマイコイン交換比率等の諸条件はホームページ等で告知します。なお、この交換比率等の諸条件は、事情変更等の理由により、事前の通知無く変更することがあります。
2. マイコインの交換は、当行所定の本人確認を実施したうえで、会員WEB上における所定の操作または当行営業店窓口におけるお申込により受け付けます。
3. 会員が当行に届け出た住所等の情報が、会員の責に帰すべき事由により誤っていた場合、会員が不利益、損害等を被ったとしても、当行は一切責任を負いません。
4. その他の届出事項に誤りがあったこと、または届出事項について届出を怠ったことで、会員が不利益、損害等を被ったとしても、当行は一切責任を負いません。
5. マイコインは、FFGギフトセレクション交換お申し込み受付完了時点で、獲得日の古い順に減算します。
6. お申し込み手続き完了後、お申し込み内容の変更・キャンセルはできません。ただし、やむを得ない事由により、同等の価格の景品に変更することがあります。
7. 景品の仕様、デザイン、品揃えを、予告なく変更する場合がございます。

第9条 サービス内容の改廃及び規約の変更等

1. 本サービス内容は、当行の都合により、事前の通知無く変更することがあります。
2. 本規約は、当行の都合で変更することがあります。規約変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行の責めに帰すべき場合を除き当行は一切の責任を負いません。
3. 前各項の改廃および変更については、その効力が発生する日(「効力発生日」といいます)までに、ホームページ等適切な方法により、効力発生日と改廃および変更内容を周知いたします。ただし、会員の一般の利益に適合する場合は、即時に改廃および変更内容を適用することがあります。

第10条 個人情報その他会員に関する情報の取扱い

1. 当行は、会員の個人情報その他の会員に関する情報を、当行が別途定める個人情報保護宣言に従って適切に取り扱います。
2. iBankマーケティングに対し、マイコイン管理を目的として、以下の個人情報を提供します。会員は個人情報の提供に同意するものとします。
【提供する情報の項目】取引店、口座番号等
3. 凸版印刷株式会社・株式会社千趣会、および商品出店業者に対し、FFGギフトセレクションの運営および商品発送を目的として、以下の個人情報を提供することがあり、会員は個人情報の提供に同意するものとします。
【提供する情報の項目】氏名、発送先住所、電話番号等

第11条 通知

当行は、WEB会員が登録したメールアドレスに、本サービスに関する広告・宣伝やその他サービスの販売促進を目的としたメールを配信することがあります。ただし、WEB会員からメール配信を中止するよう申し出があった場合、当行はただちに当該目的でのメールアドレスの取扱いを中止します。

第12条 反社会的勢力等の排除

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
4. 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

第13条 利用停止

会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。

- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
- (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
- (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

第14条 退会

1. 本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
2. 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
 - (1) 全ての口座を解約した場合
 - (2) 全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - (3) 当行が、別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
 - (4) 会員本人が亡くなられた場合
3. 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。
 - (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
 - (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
4. 本契約が終了した場合、本サービスで保有していたマイコインは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

第15条 禁止事項

1. 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - (4) 他の会員または第三者の人権を損害する行為
 - (5) 法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
 - (6) 本サービスの運用を妨害する行為
 - (7) 本サービスの信用を毀損する行為
 - (8) その他当行が不適切と判断する行為
2. 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
3. 会員が公開、頒布、流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

第16条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

第17条 免責事項

1. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 災害、事変や法令および官公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
4. 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
5. 会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

第18条 準拠法及び管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年4月15日現在

マイコイン規約

第1条 目的

- (1) マイコイン規約（以下「本規約」といいます）は、iBank マーケティング株式会社（以下「当社」といいます）が、Wallet+利用規約（以下「Wallet+利用規約」といいます）に基づき Wallet+サービス利用契約を締結した者（以下「Wallet+利用者」といいます）及びその他当社所定の者（以下、総称して「利用者」といいます）に対して、ポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
- (2) 本ポイントサービスに関し本規約に規定のない事項については、Wallet+利用者に対しては Wallet+利用規約が適用されます。

第2条 ポイントの付与

- (1) 当社は、利用者が当社が定める条件でクーポンを利用した時、当社所定の取引又は行為（以下「対象取引」といいます）を行った時及びその他当社所定の場合に、利用者に対し当社の発行するポイントである「マイコイン」を付与します。
- (2) 対象取引の種類、マイコインの付与率、その他マイコイン付与の条件は、当社又は当社の提携先が決定し、当社が予め定める所定のサイト（以下「告知サイト」といいます）において利用者に告知します。マイコイン付与の対象及びマイコインの付与率は、取引の種類又は利用サービスの種類によって異なることがあります。
- (3) マイコインは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に、当社が対象取引につき取消、返品などがあったことを確認した場合、対象取引にマイコインは付与されず、また対象取引に価格の変更があった場合は、変更後の購入額に応じて付与されます。
- (4) ある取引についてのマイコインの付与、付与するマイコインの数、その他マイコインの付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、利用者はこれに従うものとします。

第3条 ポイントの利用

- (1) 利用者は、マイコインを、当社所定の方法により当社所定の利用対象特典等に利用することができます。また、利用者は、Wallet+内マイコイン画面より所定の方法で、他の利用者を指定のうえ、当該利用者に対してマイコインを送ることができます。但し、同一利用者間でマイコインを送ることはできません。なお、送るマイコインの有効期間は引き継がれるものとします。
- (2) 利用対象特典の内容及び利用者が特典交換に必要なマイコイン数（マイコイン何枚で対象特典を利用できるかを示すマイコイン数のことをいいます。以下同じ。）は、Wallet+利用者については Wallet+内マイコイン画面においてご確認ください。また、利用者は、告知サイトにアクセスいただく方法その他別途当社が定める方法でも利用対象特典の内容をご確認ください。
- (3) 利用者がマイコインを対象特典に利用する場合は、Wallet+内マイコイン画面又はその他当社所定の方法より申し込むものとします。対象特典利用の申込みの時点において、申込みのあった対象特典の利用に必要な数のマイコイン利用があったものとします。
- (4) 当社は、利用者からの申込みに基づき、これが正当なものと認められる場合に、当該利用対象特典を利用者に提供するものとします。ただし、本ポイントサービス運営上の事情により利用者が指定した対象特典を提供できない場

合には、当社の裁量に基づき、利用対象特典との交換の申込みは失効し、その旨通知するものとします。かかる場合においては対象特典の利用のために減算されたマイコインは、復活するものとします。

- (5) マイコインの対象特典を利用した後は、利用者は、当該利用の取消しをすることはできず、当社は、マイコインの返還には一切応じません。
- (6) 当社は、対象特典の性状・品質・有用性等についていかなる保証もせず、また一切の責任を負いません。
- (7) 当社は、本条第 2 項にかかわらず、必要と判断した場合には、利用者に予め告知することなく、いつでも利用対象特典及びその利用に必要なマイコイン数を変更することができるものとします。

第 4 条 マイコインによる THEO+への追加入金

- (1) THEO+口座を保有している利用者は、Wallet+内マイコイン画面又はその他当社所定の方法より申し込むことにより、マイコインを利用して THEO+口座への追加入金を行うことができます。当社は、追加入金額に相当するマイコイン数を利用者が保有するマイコイン数から減算し、当社所定レートで換金したうえ（換金レートはマイコイン画面に表示されます）、換金相当額を利用者の THEO+への追加入金として代理受領します。追加入金した金額は、利用者が株式会社お金のデザインと締結している投資一任契約等に基づき株式会社お金のデザインにおいて管理されます（追加入金した金額はマイコイン利用の申込日の翌々営業日までに THEO+口座に反映されます）。
- (2) 利用者は追加入金申込後、当該利用の取消しをすることはできず、当社は、マイコインの返還には一切応じません。但し、申込後正常に振込が行えなかった場合は、当社の裁量に基づき、申込みは失効し、その旨通知するものとします。かかる場合においては対象特典の利用のために減算されたマイコインは、復活するものとします。
- (3) 当社は、株式会社お金のデザインが提供するサービスである THEO+の利用を媒介するものではなく、THEO+について何ら責任を負いません。THEO+については、株式会社お金のデザインの利用規定・約款等が適用され、株式会社お金のデザインと利用者との間で紛争が起こった場合であっても、利用者は自己の責任でこれを解決するものとし、当社はこれに一切関与しないものとします。
- (4) 当社は、必要と判断した場合には、利用者に予め告知することなく、いつでも申込に必要なマイコイン数および換金レートを変更することができるものとします。

第 5 条 マイコインの管理

- (1) 当社は、当社所定の方法により、利用者が獲得したマイコイン数、利用者が使用したマイコイン数及びマイコイン数の残高を、利用者に告知します。
- (2) 利用者は、前項のマイコイン数及び残高に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。
- (3) 第 1 項のマイコイン数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、利用者はこれに従うものとします。

第 6 条 マイコインの有効期限

マイコインの有効期限は、原則としてマイコインを獲得した年度の 2 年後の年度末（3 月）までとし、有効期限を経過したマイコインは自動的に失効するものとします。

但し、当社がマイコイン付与の際に個別に有効期限を設定した場合を除きます。この場合、有効期限に応じたマイ

コイン数を Wallet+内又は当社所定の方法により表示するものとします。

第7条 マイコインの取消・消滅

- (1) 当社がマイコインを付与した後に、対象取引について取消・返品、キャンセルその他当社がマイコインの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社又は当社の提携先は、対象取引により付与されたマイコインを取り消すことができます。
- (2) 当社が、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用者に事前に通知することなく、利用者が保有するマイコインの全部又は一部を取り消すことができます。
 - ① 本規約第14条に基づき本ポイントサービスが終了した場合
 - ② 利用者が本規約に違反し又は違反するおそれがある場合
 - ③ その他当社が利用者に付与されたマイコインを取り消すことが適当と判断した場合
- (3) 利用者が次の各号に該当する場合、利用者が保有するマイコインは当然に失効するものとします。ただし、当社が Wallet+以外のサービスにおいて付与したマイコインはこの限りではありません。マイコイン付与の条件については告知サイトをご参照ください。
 - ① 利用者が Wallet+利用規約第9条に基づき Wallet+サービス利用契約を解約した場合
 - ② 利用者が Wallet+利用規約第12条第1項各号のいずれかに該当したことにより当社から利用者登録を抹消又は Wallet+サービス利用契約を解除された場合
- (4) 当社は、取り消され又は失効したマイコインについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。

第8条 マイコイン利用後のマイコインの取消・消滅

利用者が第3条又は第4条に定める方法でマイコイン利用のお申込みをした後に、本規約の定めに従いマイコインが取り消された場合は、対象となる利用取引（以下「マイコイン利用取引」といいます）が取り消されることがあります。マイコイン利用取引が既に実行済みである場合、当社は、当該取り消されたマイコインに相当する数量のマイコインをマイコイン残高からただちに減算するものとします。減算できるだけのマイコイン残高が存在しない場合には、利用者が新たに獲得したマイコインから順次減算するものとします。

第9条 第三者による利用の禁止

- (1) マイコインの使用は、利用者本人が行うものとし、当該利用者以外の第三者が行うことはできません。ただし、利用者は当社所定の方法により、他の利用者に対して自らが保有するマイコインを譲渡することができます。
- (2) 前項但書の場合を除き、利用者は、マイコインを第三者に対し譲渡、貸与又は担保に供することはできません。
- (3) 当社は、当社所定の認証によりログインが行われ、マイコインが使用された場合は、利用者による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は使用されたマイコインの返還は行わず、利用者が生じた損害について一切責任を負わないものとします。

第10条 租税公課

- (1) 付与されたマイコインおよび提供された対象特典が利用者の所得となる場合、および送られたマイコインが贈与税等の対象となる場合、これに課せられる公租公課は利用者の負担とします。
- (2) 前項の公租公課に関する申告及び納付は利用者の責任において行うものとし、これについて当社は一切責任を

負わないものとします。

第 11 条 免責

当社は、本ポイントサービスに関して利用者に生じた損害（以下の各号による損害を含むがこれに限られません。）について、一切責任を負わないものとします。

- ① 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失等（当社の提携先のシステム障害等も含みます）
- ② 積み立てたマイコインの利用に関する障害
- ③ 本ポイントサービスに関するデータへの不正アクセス・コンピュータウイルスの混入等の不正行為

第 12 条 サービスの中断

(1) 当社は、以下各号のいずれかに該当すると判断した時は、本ポイントサービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- ① 天災地変等の不可抗力により本ポイントサービスが提供できなくなった時
 - ② Wallet+利用規約に基づき、当社の提供するサービスが中断又は停止した時
 - ③ 本ポイントサービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要がある時
 - ④ 本ポイントサービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生した時
 - ⑤ 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の目的のために本ポイントサービスの全部又は一部の提供を中断する必要がある時
 - ⑥ その他、当社の運用上又は技術上、本ポイントサービスの全部又は一部の提供を中断する必要がある時
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本ポイントサービスの運用上必要な範囲において、本ポイントサービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
- (3) 当社は、当社が第 1 項に基づく本ポイントサービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を告知サイト上に掲載する方法により周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本ポイントサービスの提供を中断し又はその利用を制限等した場合において、当該中断又は利用制限等により利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 13 条 サービスの変更

(1) 当社は、利用者に事前に通知することなく、本ポイントサービスの内容又は本ポイントサービスの提供の条件の変更（ポイントの廃止、ポイント付与の停止、対象サイト又は取引の変更、ポイント付与率又は利用率の変更を含みますが、これらに限られません）を行うことがあり、利用者はこれを予め承諾するものとします。当社は、前項に定める変更により利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

第 14 条 サービスの終了

(1) 当社は事前に通知することなく、本ポイントサービスの全部若しくは一部を終了又は停止することができるものとし、

利用者はこれを予め承諾するものとします。

- (2) 当社は、前項に定める本ポイントサービスの終了又は停止により利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて一切の責任を負わないものとします。

第 15 条 本規約の変更

- (1) 当社は、当社が必要と判断した場合、本サイト又は本アプリへの掲載による公表その他相応の方法で周知することにより本規約の変更（条項の追加、削除を含みます。以下本条において同じ。）を行うことができるものとします。また、利用者が、本規約の変更後も本サービスの利用を継続した場合は、利用者は、これらの変更に同意をしたものとみなします。本サービスをご利用の際には、最新の本規約をご参照ください。
- (2) 前項の変更は、公表などの際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2016 年 7 月 11 日 制定

2020 年 3 月 23 日 最終改定

マイバンクプラス会員特約

第1条 本特約の適用

株式会社熊本銀行の規定するマイバンクプラス利用規約に基づきマイバンクプラス会員となった者（以下「マイバンクプラス会員」といいます）については、本特約が適用されます。本特約はマイコイン規約の一部を構成するものとし、本特約に規定のない事項についてはマイコイン規約が適用されます。

第2条 ポイントの交換方法

- (1) 交換対象特典の内容及び利用者が特典交換に必要な交換マイコイン数は、マイバンク WEB 内のマイコイン交換画面においてご確認ください。Wallet+内マイコイン交換画面とマイバンク WEB 内マイコイン交換画面では、交換対象特典の内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。また、利用者は、告知サイトにアクセスいただく方法その他別途当社が定める方法でも交換対象特典の内容をご確認ください。
- (2) 利用者が積み立てたマイコインを交換対象特典と交換したい場合は、以下のいずれかの方法により申し込むものとします。当該申込みの時点において、申込みのあった交換対象特典の交換に必要な数のマイコイン利用があったものとします。

- ① マイバンク WEB 内マイコイン交換画面
- ② 熊本銀行営業店窓口
- ③ その他当社所定の方法

なお、Wallet+利用者がマイバンクプラス会員でもある場合には、Wallet+マイコイン交換画面からもお申込みいただくことが可能です。

第3条 マイコインの取消・失効

- (1) 当社がマイコインを付与した後に、対象取引について取消・返品、キャンセルその他当社がマイコインの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社又は熊本銀行は、対象取引により付与されたマイコインを取り消すことができます。
- (2) 利用者がマイバンクプラス利用規約第 1 4 条に基づきマイバンクプラスを退会した場合、利用者が保有するマイコインは当然に失効するものとします。ただし、当社が Wallet+サービス内において付与したマイコインはこの限りではありません。マイコイン付与の条件については告知サイトをご参照ください。

第4条 サービスの中断・変更・終了

- (1) 当社は、マイコイン規約第 1 1 条第 1 項に定める場合の他、マイバンクプラス利用規約に基づき、マイバンクサービスが中断又は停止した場合には、本ポイントサービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
- (2) 当社又は熊本銀行は、利用者に事前に通知することなく、本特約の規定、本ポイントサービスの内容又は本ポイントサービスの提供の条件の変更（ポイントの廃止、ポイント付与の停止、対象サイト又は取引の変更、ポイント付与率又は利用率の変更を含みますが、これらに限られません）を行うことがあります。利用者はこれを予め承諾

するものとします。この場合、当社は、上記変更により利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

- (3) 当社は、理由の如何を問わず、熊本銀行の提供するマイバンクプラスサービスの内容が変更され、又は終了した場合、事前に通知することなく、本ポイントサービスの全部若しくは一部を終了又は停止することができるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。この場合、当社は、本ポイントサービスの終了又は停止により利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて一切の責任を負わないものとします。

2019年4月1日 制定

2020年3月23日 最終改定